

業務規程の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><u>株券等に関する業務規程</u></p> <p>(取扱株券等)</p> <p>第9条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第6条の2の規定に基づき機構が当該有価証券の発行者の同意を得たものを、機構の行う保管振替業において取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 証券取引所に上場されている新株予約権付社債券(商法(明治32年法律第48号)第341条ノ3第1項第7号及び第8号に掲げる事項について決議が行われた新株予約権付社債券であって、新株予約権の行使により発行される株式に係る株券が機構において取り扱われるものに限る。<u>以下同じ。)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 前2号に掲げる新株予約権付社債券のほか、証券取引所に株券を上場している発行者が発行する新株予約権付社債券のうち、当該新株予約権付社債券の総額が参加者(機構が規則に定める者に限り、参加者以外の者を含む。以下この号において同じ。)に割り当てられるものであって、かつ、当該参加者が、当該新株予約権付社債に係る新株予約権を行使し、新たに発行される株式又は会社から移転される株式を不特定多数の者に売却することを目的としているもののうち、機構が規則で定める要件をすべて満たすもの</u></p> <p><u>(5)~(7)</u> (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第88条 前章第1節の規定(第36条第4項及び第5項、第38条第3項、第1款第4目、第6目及び第7目並びに第57条、第58条、第72条、第74条第3項、第75条第2項及び第77条から第78条の2までの規定を除く。)は、新株予約権付社債券について準用する。<u>ただし、第9条第4号に規定する新株予約権付社債券については、第41</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>業務規程</u></p> <p>(取扱株券等)</p> <p>第9条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第6条の2の規定に基づき機構が当該有価証券の発行者の同意を得たものを、機構の行う保管振替業において取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 証券取引所に上場されている新株予約権付社債券(商法(明治32年法律第48号)第341条ノ3第1項第7号及び第8号に掲げる事項について決議が行われた新株予約権付社債券であって、新株予約権の行使により発行される株式に係る株券が機構において取り扱われるものに限る。<u>次号において同じ。)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第88条 前章第1節の規定(第36条第4項及び第5項、第38条第3項、第1款第4目、第6目及び第7目並びに第57条、第58条、第72条、第74条第3項、第75条第2項及び第77条から第78条の2までの規定を除く。)は、新株予約権付社債券について準用する。</p> |

条から第 44 条まで及び第 48 条を除く。

2 (略)

(準備新株予約権付社債券の取扱い)

第 88 条の 2 機構は、第 9 条第 4 号に規定する新株予約権付社債券の保管及び受渡しの合理化を図るため、当該新株予約権付社債券に係る準備新株予約権付社債券(払込期日以後新株予約権付社債券として発行されるもので、商法第 341 条ノ 8 第 2 項に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。)を取り扱う。

2 機構は、払込期日に、新株予約権付社債の割当てを受ける参加者その他規則で定める者のために、前項の準備新株予約権付社債券を会社(当該新株予約権付社債券の発行事務につき、会社から代行の委託を受けた発行事務代行会社を含む。以下この条において同じ。)から一括して受領し、保管する。

3 機構は、前項の規定により受領した準備新株予約権付社債券を、預託新株予約権付社債券と分別して保管するものとする。

4 機構は、第 2 項の規定により会社から受領した準備新株予約権付社債券につき、会社による払込みの証明が行われない場合又は会社が新株予約権付社債券の発行を中止した場合は、当該準備新株予約権付社債券を機構の行う保管振替業において取り扱わない。

5 前項の規定により準備新株予約権付社債券を機構の行う保管振替業において取り扱わないものとした場合の当該準備新株予約権付社債券の返還その他必要な事項は、規則で定める。

6 第 2 項に規定する参加者(その他規則で定める者の代理人としての参加者を含む。)は、払込期日の翌営業日において、同項の規定により機構が保管する新株予約権付社債券を機構に引き渡し、預託するものとする。

7 この条に定めるもののほか、第 1 項に規定する準備新株予約権付社債券の預託に関する取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

2 (略)

(新設)

(預託、口座振替及び交付)

第 89 条 参加者は、第 9 条第 2 号及び第 3 号に規定する新株予約権付社債券の預託及び交付又は口座振替の請求については、証券取引所が定める売買単位の整数倍により行う。

2 参加者は、第 9 条第 4 号に規定する新株予約権付社債券の預託及び交付又は口座振替の請求については、各新株予約権付社債券の金額の整数倍により行う。

(指定元利金支払事務取扱参加者の届出)

第 94 条 参加者は、預託新株予約権付社債券(第 9 条第 4 号に規定する新株予約権付社債券については社債管理会社を設置している場合に限る。以下この節において同じ。)について会社から元利金支払事務の委託を受け、かつ、機構に対して預託新株予約権付社債券の元利金支払事務に係る約諾を行っている参加者(以下「元利金支払事務取扱参加者」という。)の中から、参加者自己及び顧客預託分の預託新株予約権付社債券に係る元利金支払事務を行うべき者を、指定元利金支払事務取扱参加者として機構に対して届け出なければならない。

2 (略)

(元利金支払事務取扱参加者に係る機構の事務)

第 96 条 機構は、預託新株予約権付社債券の元利金支払事務に係る約諾に基づき、元利金支払事務取扱参加者に代わって次に掲げる事務を行う。

(1) 代表社債管理会社(新株予約権付社債の社債管理会社(社債募集の受託会社を含む。))又は担保附社債信託法(明治 38 年法律第 52 号)第 5 条に規定する信託会社の代表であって、かつ、会社との契約により当該新株予約権付社債の元利金の支払に必要な資金(以下「元利金支払基金」という。)を受領し、各元利金支払事務取扱者に分配する者をいう。以下同じ。)に対する元利金支払基金の請求

(2) ~ (4) (略)

(預託、口座振替及び交付)

第 89 条 参加者は、新株予約権付社債券の預託及び交付又は口座振替の請求については、証券取引所が定める売買単位の整数倍により行う。

(新設)

(指定元利金支払事務取扱参加者の届出)

第 94 条 参加者は、預託新株予約権付社債券について会社から元利金支払事務の委託を受け、かつ、機構に対して預託新株予約権付社債券の元利金支払事務に係る約諾を行っている参加者(以下「元利金支払事務取扱参加者」という。)の中から、参加者自己及び顧客預託分の預託新株予約権付社債券に係る元利金支払事務を行うべき者を、指定元利金支払事務取扱参加者として機構に対して届け出なければならない。

2 (略)

(元利金支払事務取扱参加者に係る機構の事務)

第 96 条 機構は、預託新株予約権付社債券の元利金支払事務に係る約諾に基づき、元利金支払事務取扱参加者に代わって次に掲げる事務を行う。

(1) 代表社債管理会社(新株予約権付社債の社債管理会社(社債募集の受託会社を含む。))又は担保附社債信託法第 2 条に規定する信託会社の代表であって、かつ、会社との契約により当該新株予約権付社債の元利金の支払に必要な資金(以下「元利金支払基金」という。)を受領し、各元利金支払事務取扱者に分配する者をいう。以下同じ。)に対する元利金支払基金の請求

(2) ~ (4) (略)

## 附 則

- 1 この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から施行し、同日以後預託を受ける新株予約権付社債券について適用する。
- 2 この改正規定施行の日以後の日において、第 9 条第 4 号に規定する新株予約権付社債券の発行者が株式分割の効力の発生日を商法 219 条第 1 項に規定する一定の日（以下「基準日」という。）から起算して最初の営業日後の日とする決議を行った場合は、参加者は基準日の前営業日までに、請求により当該新株予約権付社債券の交付を受けなければならない。